

薬学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：毒性学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○薬学委員会 食料科学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>医薬品、食品をはじめ、生活関連化学物質は人々の生活を豊かにするが、いずれも使用条件によって毒性を示す。また、これらが環境を汚染した際には人体をはじめ環境生物、生態系に有害作用を及ぼす。</p> <p>毒性学は、人々が心身共に健康な生活を送るために、既に生じた被害を低減するとともに、新たな被害が発生しない様に、毒性発現機構の解明、毒性評価のための試験法等の開発、製品開発や規制のための毒性情報の作成と発信、等、多岐にわたる使命を負っている。</p> <p>毒性学分科会は、毒性学領域に関わる薬学、農学、食品科学、基礎医学、獣医学、疫学、応用医学、中毒学、環境学、公衆衛生学、等、多領域の研究者の連携と研究を推進する事を目的とする。</p>
4	審議事項	毒性学関連分野の研究者と、毒性学の学術的基盤強化に向けた提言作成等に向けた審議に関する事。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続